

人材開発支援助成金（2026/5/14改正）
受講料等の価格設定に関する疎明書（様式第28号）
社内共有用チェックリスト（全5ページ）
更新日：2026-05-25

※本資料は厚生労働省の一次情報をもとに、申請実務の「抜け漏れ防止」用に整理したものです。
※最終判断は管轄労働局等への個別確認が必要です。

1. 何が変わった？（結論）

- ・2026/5/14付の支給要領改正により、人材開発支援助成金の一部コースで、支給申請時に「受講料等の価格設定に関する疎明書（様式第28号）」の提出が必要になりました。
- ・対象コース（一次情報の記載）：人材育成支援コース／人への投資促進コース／事業展開等リスクリング支援

対象となる代表例（一次情報の記載）

- 2026/5/14時点で「支給申請が行われていない」案件
- 支給申請は行われているが、支給決定／不支給決定がされていない案件
→ 対象となる場合、労働局から追加提出案内が出る旨の記載があります。

重要な注意（電子申請）

- ・2026/5/14以降の申請では、改正に対応した電子申請画面が準備中のため、電子申請画面内の「その他（管轄労働局長が必要と認める書類）」へ疎明書を添付する運用が案内されています。

2. まず社内を確認すること（3分チェック）

対象性の切り分け

- 申請する助成金のコースは「人材育成支援」「人への投資促進」「事業展開等リスクリング」に該当する
- 当該訓練の支給申請は 2026/5/14時点で未了、または決定前の状態である可能性がある
- 電子申請か、紙申請か（電子申請の場合は添付場所が異なる）

疎明の観点（価格設定）

- 受講料等（受講料／教材費等）の価格の根拠を説明できる（根拠資料が揃う）
- 訓練機関・委託先から、価格の内訳や案内資料（見積／パンフ／Web表示等）を入手できる

保存・監査対応

- 契約・請求・支払の証憑（契約書／請求書／領収書／振込控等）が揃っている
- 申請一式（提出版＋社内控え）を保存する体制がある

3. 提出準備チェックリスト（疎明書+根拠資料）

疎明書（様式第28号）

- 最新様式（R8.5版等）を使用している
- 記載内容（受講料等の価格設定の考え方）が社内で説明可能な粒度になっている
- 会社名・担当者・連絡先・対象訓練の情報に誤りがない

根拠資料（例：社内で用意/入手しておくもの）

- 見積書（内訳がわかるもの）
- 価格表・パンフレット・募集要項（一般向け案内があれば）
- 請求書/請求内訳
- 契約書（委託契約、受講契約 等）
- 支払の証憑（振込控、領収書 等）
- 訓練の実施内容が分かる資料（カリキュラム、日程、受講者一覧 等）

再チェック（よくある抜け）

- 価格が「人数により変動」する場合、算定ロジックを説明できる
- 受講料以外の費目（教材費・システム利用料等）がある場合、助成対象/対象外の切り分けを説明できる

4. 申請フロー（安全側）

- 1) 申請前：対象性の確認
 - 2026/5/14改正の対象に当たるか（不明なら管轄労働局へ個別確認）
- 2) 提出物の準備
 - 支給申請書類一式（コース・訓練に応じた様式）
 - 疎明書（様式第28号）
 - 根拠資料（見積・請求・契約・支払 等）
- 3) 電子申請の場合（留意）
 - 申請画面の「その他（管轄労働局長が必要と認める書類）」へ疎明書を添付
 - 添付後、プレビューや控えで添付漏れがないか確認
- 4) 提出後
 - 労働局から追加資料の依頼が来た場合、期限と提出方法を確認して対応
 - 追加提出の記録（メール・電話メモ・提出控え）を保管

5. 相談・確認（丸忠物産メモ欄）

社内で埋めるメモ（そのまま相談時に使えます）

- 申請するコース：
- 訓練名／実施期間：
- 申請方法：電子／紙
- 現在のステータス：未申請／申請済・決定前／決定済
- 価格の根拠資料：見積／請求／契約／支払（揃っている／一部不足）
- 不明点（例：対象性、助成対象／対象外、添付場所、追加提出の要否）：

丸忠物産の支援（相談導線）

- ・助成金の対象性は個別確認が必要なため、事実関係（訓練内容・契約形態・提出状況）を整理してからご相談